

ID: 310

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料等の減免		
例規名 根拠条項	長門市香月泰男美術館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第169号		
<p>【根拠条文】 (観覧料等の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第7条の観覧料、第8条の特別観覧料又は前条の研修室使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>長門市香月泰男美術館条例施行規則第5条</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年10月1日